2021年2月24日 一般財団法人日本規格協会

## 産業標準案等の作成及び審議について

下記の産業標準案(以下、JIS 案という。)又は廃止案(以下、JIS 廃止案という。)につきまして、所定の作成審議経過を経て、資料 5~資料 7 のとおり作成しましたので、当会産業標準作成委員会規程に基づき審議をお願いいたします。本 JIS 案又は本 JIS 廃止案につきましては、産業標準案作成経過報告書のとおり"JIS 案の必要要件"を満たしていると事務局が判断したことから、産業標準作成委員会にお諮りするものです。

また、委員会において議決された場合には、産業標準化法第 14 条第 1 項(又は第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項)の規定に基づき、主務大臣に申出いたします。

なお、JIS 案及び産業標準案作成経過報告書の体裁、様式、字句の修正等に関する軽微な 内容につきましては、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたしま す。

記

## · JIS 案

規格番号	規格名称	制定等	資料番号
		の別	
C6121-1	光増幅器-第1部:通則	制定	資料 4
C5445	電子機器用スイッチー第1部:通則	改正	資料 5
C6121	光増幅器一通則	廃止	資料 6
C6871	偏波面保存光ファイバ構造パラメータ試験方法	廃止	資料 7

以上